

議員提出議案第 4 号

トイレの設置の在り方についての意見書

上記の議案を会議規則第14条第 1 項の規定により提出する。

令和 5 年 6 月 15 日

提出者 西東京市議会議員 とみなが ゆうじ

賛成者 西東京市議会議員 稲 垣 裕 二

西東京市議会議員 小 峰 和 美

西東京市議会議員 長 井 秀 和

トイレの設置の在り方についての意見書

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正により、事業所トイレの設置については男性用と女性用とに区分する原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であればトイレは共用1個でよいとされるが、さらに独立個室型のトイレを設けたときには男女別トイレの設置基準にも一定数反映されるとされた。

これにより、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいて、独立個室型トイレの設置が増える一方で、女性トイレの設置が減るのではないかと懸念がある。

不特定多数が使用するトイレでは、場合によっては女性は不安を感じる環境に置かれることがあり、さらに女性特有のニーズから男性とトイレを共用することへの「気まずさ」を感じることもある。このことから女性トイレを維持すべきという考えがあり、これは尊重されるべきである。

それと同時に、独立個室型トイレには、性の多様性を尊重する観点から、性別を問わず利用できる利点があり、また障がい者や同伴を要する被介護者や介護者等にとってもニーズが高いことから、独立個室型トイレの新設を推進することが必要である。

以上のことから、不特定多数が利用する施設では、可能な限り男女別トイレと独立個室型トイレを併設し、利用者の多様なニーズが充足されることが理想的である。

以上の趣旨から、下記事項について政府関係機関に意見書を提出する。

記

- 1 厚生労働省は、労働安全衛生規則第628条第1項第1号及び事務所衛生基準規則第17条第1項第1号に規定する事業所トイレにおける原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれを維持すること。
- 2 国（内閣府）は、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、多様なニーズを考慮の上、バランスのとれたトイレの設置をするように諸方策をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

西東京市議会議長 酒 井 ごう一郎

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣